

≪審査の視点≫

※ 次の視点を踏まえて総合的に審査する。(アンダーライン箇所が変更点)

(1) 実施主体(助成対象者)について

真庭市における芸術文化関係の団体の相互連携と自主的活動の充実促進を図り、芸術文化の普及振興に寄与することを目的とした団体。

- ① 申請者及び団体は真庭市内に住所を置き、真庭市で活動していること
真庭市外在住の場合は、真庭市で継続して活動すること
- ② 単なる趣味・同好の活動ではなく、営利を目的としないこと
(少人数で、仲間同士の活動とみなされるものは対象外)

(2) 助成対象の文化事業について

市民が主体となって行う芸術文化事業の継続や新しい芸術文化の掘り起こしによる元気な地域を創造する事業。

- ① 4月1日から翌年3月31日までに実施される事業が対象
- ② 真庭市の情報発信や情報化の推進に貢献する活動
- ③ 文化の香り豊かな潤いと活力ある真庭市の創造に寄与する活動
- ④ 共生社会へ向けた取組みと一体的な活動
- ⑤ 市民への周知が十分計画されており多くの参加者が見込める活動
- ⑥ 市民の文化芸術の鑑賞機会が広く確保されていること
(限られた地域のみ活動とみなされるものは対象外)
- ⑦ 芸術文化の継続に取り組む事業では今までにない工夫を取り入れること
- ⑧ 周年行事のように通常の活動より意欲的で創造的なもの
(単なる公演の誘致は対象外)
- ⑨ 同様の事業も毎年度審査し、原則3年間を限度とする
- ⑩ 実施計画が綿密に立ててあり、具体的であること
- ⑪ 助成の必要性が高いと認められるもの

(3) 助成金額の決定について

文化事業の助成対象となる経費は、資材購入、会場借上げ、作品搬入等の創作活動のための経費とし、文化事業の実施に直接関わらない経費及び文化団体等の運営等の経費は、助成対象とならない。(補足の表参照)

- ① 上限100万円(但し、対象経費の2/3以内)
- ② 他の助成を受けている場合は、その額を申請事業費から差し引く
- ③ 備品(5万円以上)購入には使用できない
- ④ 実施団体又はその構成員が請求者となっている経費には使用できない
- ⑤ 団体の運営経費は対象にならない

※ 「収入が経費の1/2を超えるときはその額を差し引く」は削除